

所管部課名	企画政策部企画政策課			担当者	下大迫 悠			
事務事業名	定住促進補助事業費							
根拠法令	薩摩川内市定住促進に関する条例、薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則							
補助経過年数	16年以上20年以下							
令和元年度 予算額	19,000 千円	国県支出金	一般財源		その他		その他の内容	
		千円	19,000 千円		千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	本市に転入し、補助金を受けた世帯の人員数			40人/年		令和6年度		
成果指標②	本市への転入者数			3,600人/年		令和6年度		
補助対象者	転入して、定住のために住宅を新築または購入した者 （転入後、1年以内に申請できる者に限る）							
補助対象経費	市内事業者を利用して、住宅を新築または購入した費用（1棟当たり400万円以上）							
補助対象事業・活動の内容	住宅の新築または購入							
	分類	□運営補助のみ		■事業補助のみ		□運営補助と事業補助の両方		□その他
補助金額又は補助率	甲地域：150万円、乙地域：100万円							
上記項目の積算方法	薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則第3条第2項に規定のとおり							
補助を受ける 過去3年の事業（団体）等の 状況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	37,345,000	100.0%	29,365,000	100.0%	21,950,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	37,345,000	100.0%	29,365,000	100.0%	21,950,000	100.0%	
	支出	事業費	37,345,000	100.0%	29,365,000	100.0%	21,950,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	37,345,000	100.0%	29,365,000	100.0%	21,950,000	100.0%
		支出計/前年度支出計			78.6%		74.7%	
		自己資金/前年度自己資金						
	翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%		
	交付件数		276件(新57、継219)		275件(新28、継247)		240件(新10、継230)	
成果指標の推移①		181人		85人		28人		
成果指標の推移②		3,377		3,370		3,530		
特記すべき事項等	【今年度の改善点】 平成28年度に実施した定期見直しにより、平成29年度から子育て加算、市内業者加算を廃止したほか、「転入地域が甲、乙地域であること」、「市内事業者を利用していること」といった補助要件に変更している。また、令和元年度中に見直すこととなっている。 【前回評価への回答】 平成29年度からの新制度では、過疎化が進んでいる甲、乙地域のみを対象とした。新制度の利用件数は年々伸びており、甲、乙地域への転入者の誘導が進んでいる。また、本市への転入者数も増加しており、定住促進につながっていると考える。 【事業のPR方法】 定住促進補助制度に関するパンフレットを作成している。また、東京や大阪などで開催される移住セミナーにおいて紹介している。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該補助金を活用し、定住促進をすることで、人口増加につながり、さらには地域の活性化が図られる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域の定住者増加を図るためには、転入する者に対する補助制度を設けることが有効であると考ええる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	人口減少は深刻な問題であり、地域におけるニーズも当該補助金の趣旨に沿っている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	個人が自身の居住のために行うものであり、行政が実施すべき事業ではない。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	定住を促進するために、他の制度やサービスと一体的に情報提供することにより、定住者の確保が図られている。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	経費は規則において明確に規定されており、妥当性が認められると考えられる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☒充実 ☐移管・統廃合 ☐縮小 ☐休止・廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
	〈上記方向の理由〉 より多くの転入者の市内定着を促す補助制度にするために、これまでの交付件数や転入者数などのデータや、他市が実施している補助制度等を参考に、令和元年度において補助内容を検討を進めている。		〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐充実 ☐移管・統廃合 ☐縮小 ☐休止・廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 定住促進部会及び作業部会を開催し、10月頃までに改正案を固めたい。		〈まとめ〉

○薩摩川内市定住促進に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 14 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日条例第 6 号

平成 23 年 3 月 25 日条例第 4 号

平成 24 年 6 月 29 日条例第 31 号

平成 25 年 12 月 24 日条例第 63 号

平成 29 年 3 月 27 日条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における定住を促進する等のための諸施策を講ずることにより、本市の人口減少の緩和及び均衡ある発展を図り、もって活力に満ちた伸びゆく市域の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。
- (2) 転入 転入届を提出して他の市区町村等から本市に移り住むことをいう。
- (3) 異動日 転入をした日として住民基本台帳に記録されている日をいう。
- (4) 世帯責任者 主として世帯の生計を維持している者として、世帯側から申告されたものをいう。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
- (5) 新築 世帯責任者が新たに自己の居住の目的で本市の区域内（規則で定める地域に限る。以下この条において同じ。）に市内業者（市長が別に定める基準を満たす業者をいう。以下この条において同じ。）と建築請負契約を締結して、住宅を建築すること（がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金又は公共工事に伴う移転補償により新築する場合を除く。）をいう。
- (6) 新規購入 世帯責任者が新たに自己の居住の目的で本市の区域内に存する住宅を市内業者と売買契約を締結して、購入すること（がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金又は公共工事に伴う移転補償により購入する場合を除く。）をいう。
- (7) リフォーム 世帯責任者が新たに自己の居住の目的で本市の区域内に存する住宅（賃貸専用の集合住宅を除く。）を市内業者による施工により、

増築し、又は改築することをいう。

(補助制度)

第3条 市長は、次の要件のいずれにも該当する者に対して、規則で定める額の定住住宅取得補助金（以下「住宅取得補助金」という。）を交付する。

(1) 平成20年4月1日から平成32年3月31日までの間に定住のため転入をした者

(2) 平成20年4月1日から平成32年3月31日までの間に規則で定める対象経費以上の新築又は新規購入をした者

(3) 居住地の自治会に加入した者

(4) 市税等の滞納がない者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(5) その者並びに現に同居し、及び同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。

2 市長は、次の要件のいずれにも該当する者に対して、規則で定める額の定住住宅リフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）を交付する。

(1) 平成20年4月1日から平成32年3月31日までの間に定住のため転入をした者

(2) 平成20年4月1日から平成32年3月31日までの間に規則で定める対象経費以上のリフォームをした者

(3) 居住地の自治会に加入した者

(4) 市税等の滞納がない者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(5) その者並びに現に同居し、及び同居しようとする者が暴力団員でないこと。

3 市長は、次の要件のいずれにも該当する者に対して、規則で定める額の新幹線通勤定期購入補助金（以下「通勤補助金」という。）を交付する。

(1) 平成20年4月1日から平成32年3月31日までの間に転入をした者

(2) 川内駅をその利用区間に含み、かつ、平成20年4月1日から平成32年3月31日までの間に発行された規則で定める対象経費以上の通勤用定期乗車券を購入して通勤する者（新幹線鉄道を利用して通勤する者に限る。）

(3) 居住地の自治会に加入した者

(4) 市税等の滞納がない者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(5) 暴力団員でない者

(補助金の申請)

第4条 住宅取得補助金、リフォーム補助金又は通勤補助金の交付を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。この場合において、住宅取得補助金及びリフォーム補助金を重複して申請することはできない。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる場合を除き、当該申請を行った者に対し、当該補助金をそれぞれ交付するものとする。

(1) 第3条第1項各号、同条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる要件を満たさない場合

(2) 申請に偽りその他の不正があった場合

(3) 転出してから1年以内に本市内に再転入した場合

(4) 申請時に既に転出していた場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適切でないと認める場合

(補助金の返還)

第6条 市長は、住宅取得補助金、リフォーム補助金又は通勤補助金の交付を受けた者（以下「補助金被交付者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金被交付者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 住宅取得補助金の交付を受けた者が、異動日から3年以内に生活の本拠を他の市区町村等に移すこととなったとき、又はその新築若しくは新規購入をした住宅を譲渡したとき。

(2) リフォーム補助金の交付を受けた者が、異動日から3年以内に生活の本拠を他の市区町村等に移すこととなったとき。

(3) 補助金被交付者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。

(4) この条例の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別の事由がある場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(報告等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金被交付者から報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、当該補助金被交付者は、市長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行わなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の薩摩川内市定住促進に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条に規定する支給要件を満たしている場合又は改正前の条例第5条の規定により定住補助金若しくは通勤補助金の交付決定を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

3 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項第3号、同条第2項第3号及び同条第3項第3号の規定は、施行日後に改正後の条例第4条及び前項の規定により申請する補助金について適用する。

4 平成19年度中に市外転入した者のうち、施行日から移動日の翌日以後1年を経過する日までに住宅を新築し、又は新規購入したものについては、改正後の条例第3条第1項の規定を適用する。

5 施行日から平成22年度までの間に市外転入した者で、移動日の3年前から平成19年度までの間に住宅を新築し、又は新規購入したものについては、改正後の条例第3条第1項の規定を適用する。

6 平成19年度中に市外転入した者のうち、施行日から移動日の翌日以後1年を経過する日までに発行された通勤用定期乗車券を使用して通勤する者（新幹線鉄道を利用して通勤する者に限る。）については、改正後の条例第3条第3項の規定を適用する。

附 則（平成23年3月25日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請する補助金について適用する。

附 則（平成 24 年 6 月 29 日条例第 31 号）

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日条例第 63 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請する補助金について適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日条例第 9 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の薩摩川内市定住促進に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 3 条に規定する支給要件を満たしている場合又は改正前の条例第 5 条の規定により補助金の交付決定を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条及び第 3 条の規定は、施行日以後に転入した者に対する補助金について適用する。
- 4 平成 28 年度中に転入した者のうち、施行日から異動日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで（以下「経過措置期間」という。）に住宅を新築し、又は新規購入したものについては、改正後の条例第 3 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、当該住宅の存する区域並びに建築請負契約及び売買契約の取扱いについては、なお従前の例による。
- 5 平成 28 年度中に転入した者のうち、経過措置期間に住宅をリフォームしたものについては、改正後の条例第 3 条第 2 項の規定を適用する。この場合において、当該住宅の存する区域及びリフォームに係る請負契約の取扱いについては、なお従前の例による。
- 6 平成 28 年度中に転入した者のうち、経過措置期間に発行された通勤用定期乗車券を使用して通勤するもの（新幹線鉄道を利用して通勤する者に限る。）については、改正後の条例第 3 条第 3 項の規定を適用する。

○薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 12 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日規則第 11 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号

平成 23 年 3 月 25 日規則第 21 号

平成 24 年 4 月 27 日規則第 30 号

平成 25 年 9 月 25 日規則第 53 号

平成 26 年 3 月 28 日規則第 12 号

平成 29 年 3 月 27 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市定住促進に関する条例（平成 17 年薩摩川内市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「基本条例」という。）を実施するため、定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金に関し、補助金の額、交付の申請及び決定その他必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 甲地域 旧里村、旧上甕村、旧下甕村及び旧鹿島村の地域をいう。

(2) 乙地域 旧川内市の地域のうち市長が別に定める地域並びに旧樋脇町、旧入来町、旧東郷町及び旧祁答院町の地域をいう。

(3) 初年度申請日 条例第 4 条の規定に基づき定住住宅取得補助金又は定住住宅リフォーム補助金の交付を受けようとする者が行った申請のうち、異動日の翌日から同日以後 1 年を経過する日までの間に行われたもの（以下「初回申請」という。）を受理した日をいう。

(4) 通勤手当 条例第 4 条の規定に基づき新幹線通勤定期購入補助金の交付の申請を行った者（第 4 条第 3 項において「申請者」という。）が勤務先からその通勤に要する運賃及び料金に関して支給を受けている手当のうち、新幹線鉄道の運賃及び料金に係るものをいう。

(5) 営業キロ 新幹線鉄道の運賃・料金を計算する際に使用する駅間の距

離をキロメートル単位で示すもので、九州旅客鉄道株式会社が設定しているものをいう。

- 3 条例第2条第5号の市長が別に定める基準を満たす業者は、別表に掲げる基準のいずれかに該当するものをいう。

(補助金の額等)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める住宅取得補助金の額は、甲地域に転入をした者については150万円、乙地域に転入をした者については100万円とし、初年度申請日の属する年度（以下「第1年度」という。）において住宅取得補助金の額に100分の50を乗じて得た額を交付し、第1年度の翌年度（以下「第2年度」という。）から初年度申請日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度（以下「最終年度」という。）までの各年度においてそれぞれ住宅取得補助金の額に100分の10を乗じて得た額を交付するものとする。

- 2 条例第3条第2項の規則で定めるリフォーム補助金の額は、リフォームに要した費用（薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年薩摩川内市告示第132号）に基づく補助、薩摩川内市介護保険条例施行規則（平成16年薩摩川内市規則第135号）に基づく支給その他リフォームを行うに当たって国又は地方公共団体から補助等を受けた場合はその額を控除した額をいう。）に100分の50を乗じて得た額（甲地域に転入をした者については100万円、乙地域に転入をした者については70万円を限度とし、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、第1年度においてリフォーム補助金の額に100分の50を乗じて得た額を交付し、第2年度から最終年度までの各年度においてそれぞれリフォーム補助金の額に100分の10を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、リフォーム補助金の額は、その額が申請者の自己負担額を超える場合においては、自己負担額と同額とする。

- 3 条例第3条第3項の規則で定める通勤補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 営業キロが100キロメートル未満の区間において通勤を行う者 1月当たり10,000円
- (2) 営業キロが100キロメートル以上200キロメートル未満の区間において通勤を行う者 1月当たり15,000円
- (3) 営業キロが200キロメートル以上の区間において通勤を行う者 1月当たり20,000円

(対象経費)

第4条 条例第3条第1項第2号の規則で定める対象経費の額は、1棟当たり400万円以上の額とする。

2 条例第3条第2項第2号の規則で定める対象経費の額は、1リフォーム当たり300万円以上の額とする。

3 条例第3条第3項第2号の規則で定める対象経費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額以上の自己負担額（申請者が購入した通勤用定期乗車券の1月当たりの価額（新幹線鉄道に係るものに限る。）から1月当たりの通勤手当の額を差し引いた額をいう。）とする。

(1) 営業キロが100キロメートル未満の区間において通勤を行う者 10,000円

(2) 営業キロが100キロメートル以上200キロメートル未満の区間において通勤を行う者 15,000円

(3) 営業キロが200キロメートル以上の区間において通勤を行う者 20,000円

(申請手続)

第5条 条例第4条の規定に基づく申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出してするものとする。

(1) 定住住宅取得補助金

ア 初回申請 定住住宅取得補助金新規交付申請書（様式第1号）

イ 第2年度から最終年度までの各年度における申請 定住住宅取得補助金継続交付申請書（様式第2号）

(2) 定住住宅リフォーム補助金

ア 初回申請 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書（様式第3号）

イ 第2年度から最終年度までの各年度における申請 定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書（様式第4号）

(3) 新幹線通勤定期購入補助金 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書（様式第5号）

2 前項各号に掲げる申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第5号において、同一年度内に2回以上申請する場合において、勤務先及び申請者住所の変更がないときは、2回目以後の申請においては、同号ア及びイについて省略することができる。

(1) 定住住宅取得補助金新規交付申請書

ア 定住住宅取得補助金額計算書（様式第6号）

- イ 世帯全員の住民票の写し
- ウ 新築又は新規購入をした住宅に係る建築請負契約書、売買契約書等の写し

エ 不動産登記事項証明書（建物）

オ 市税等の滞納がない証明書

カ 戸籍の附票の写し

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（２） 定住住宅取得補助金継続交付申請書

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 不動産登記事項証明書（建物）

ウ 市税等の滞納がない証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（３） 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書

ア 定住住宅リフォーム補助金額計算書（様式第７号）

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ 領収書の写し又は支払った額を確認できる書類

エ リフォーム内容の分かる図面等

オ リフォームの成果が確認できる写真（着工前及び着工後）

カ 市税等の滞納がない証明書

キ 戸籍の附票の写し

ク 住宅所有者とリフォーム補助金の申請をする者が異なる場合にあっては、当該住宅所有者の確認書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（４） 定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 市税等の滞納がない証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（５） 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 勤務先が発行した就労証明書

ウ 川内駅をその利用区間に含む通勤用定期乗車券の写し

エ 市税等の滞納がない証明書

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３ 第１項各号に掲げる申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲

げる期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 定住住宅取得補助金新規交付申請書 異動日の翌日から同日以後1年を経過する日までの期間

(2) 定住住宅取得補助金継続交付申請書 市長が別に定める期間

(3) 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書 異動日の翌日から同日以後1年を経過する日までの期間

(4) 定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書 市長が別に定める期間

(5) 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書 前項第5号に規定する通勤用定期乗車券の通用期間の初日から同日以後4箇月を経過する日までの期間

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項各号に定める期間外に申請書を提出することができるものとする。ただし、同号に定める期間の満了前に期間外申請理由書（様式第8号）を提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等の通知）

第6条 市長は、定住住宅取得補助金に関して条例第4条の規定に基づく申請があり、定住住宅取得補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、定住住宅取得補助金交付決定（却下）通知書（様式第9号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、定住住宅リフォーム補助金に関して条例第4条の規定に基づく申請があり、定住住宅リフォーム補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、定住住宅リフォーム補助金交付決定（却下）通知書（様式第10号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、新幹線通勤定期購入補助金に関して条例第4条の規定に基づく申請があり、新幹線通勤定期購入補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、新幹線通勤定期購入補助金交付決定（却下）通知書（様式第11号）によりその旨を通知するものとする。

（成果）

第7条 定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金の交付を通じて得ようとする成果は、本市への定住希望者の増加とする。

（見直しの期間）

第8条 定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第9条 定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金の効果は、本市への転入世帯の人員数によって測定するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定に基づき申請のあった市内定住住宅取得補助金（以下「定住補助金」という。）及び新幹線通勤定期購入補助金（以下「通勤補助金」という。）に係る補助金の額、対象経費及び対象地区については、なお従前の例による。

3 薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例（平成20年薩摩川内市条例第6号。以下「新条例」という。）附則第4項の規定により定住補助金を申請しようとする者は、改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第3項第2号の規定にかかわらず、異動日の翌日から平成20年9月30日までの間は、申請期間内にあるものとして当該定住補助金に係る申請書を提出することができる。

4 新条例附則第6項の規定により通勤補助金を申請しようとする者は、改正後の規則第6条第3項第5号の規定にかかわらず、その者の有する通勤用定期乗車券の通用期間の初日から平成20年9月30日までの間は、申請期間内にあるものとして当該通勤補助金に係る申請書を提出することができる。

附 則 (平成23年3月25日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市外転入をした者に対する補助金について適用し、施行日前に市外転入をした者に対する補助金については、なお

従前の例による。ただし、施行日前に市外転入をした者が行う当該市外転入をした日から1年を経過した日以後の通勤については、通勤補助金に関する規定は適用しない。

附 則（平成24年4月27日規則第30号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年9月25日規則第53号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に転入をした者に対する補助金について適用し、施行日前に転入をした者に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、施行日前に転入をした者が行う当該転入をした日から1年を経過した日以後の通勤については、通勤補助金に関する規定は適用しない。

附 則（平成29年3月27日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に転入をした者に対する補助金について適用し、施行日前に転入をした者に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、施行日前に転入をした者が行う当該転入をした日から1年を経過した日以後の通勤については、通勤補助金に関する規定は適用しない。

別表（第2条関係）

基準	1 薩摩川内市建設工事等入札参加資格に係る総合点（建築一式、電気又は管工事に限る。）を有する法人であること。
	2 薩摩川内市建設工事等入札参加資格（大工、塗装、防水、板金、左官、屋根、ガラス、タイル・れんが、建具又は内装仕上げに限る。）を有する法人又は個人で、主たる営業所を市内に有すること。
	3 薩摩川内市小規模修繕及び工事等の契約資格者名簿への登録のある法人又は個人であること。

	4 市内に主たる営業所を有する不動産の売買、交換、賃貸、管理及び売買・交換・賃貸の代理若しくは仲介業務を業として行ってる者であること。 5 1 から 4 までに該当する法人又は個人以外で、次に掲げる要件を全て満たすものとして市長が認める法人又は個人であること。 (1) 市内に主たる営業所を有すること。 (2) 建設業許可（建築、電気、管、大工、塗装、防水、板金、左官、屋根、ガラス、タイル・れんが、建具又は内装仕上げに限る。）を受けていること。 (3) (2) の建設業許可に係る工事の実績があること。
--	---

定住住宅取得補助金交付先一覧

令和元年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	新規申請(10件)	5,250,000			5,250,000				0	
2	継続申請(230件)	16,700,000			16,700,000				0	
3					0				0	
4					0				0	
5					0				0	
6					0				0	
7					0				0	
8					0				0	
9					0				0	
合計		21,950,000	0	0	21,950,000	0	0	0	0	